

# 電気供給約款

[低圧]

---

令和3年9月1日実施

オリックス株式会社

# 電気供給約款

## 目 次

総則	4
1 適用	4
2 供給約款の変更	4
3 定義	4
4 単位および端数処理	5
5 実施細目	5
I. 契約の申込み	6
6 需給契約の申込み	6
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需要場所	6
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	7
11 需給契約書の作成, 書面交付, 権利移転, 情報開示	7
12 反社会的勢力等の排除	7
II. 料金の算定および支払い	8
13 契約種別	8
14 料金	8
15 料金の適用開始の時期	8
16 検針日	8
17 料金の算定期間	8
18 使用量の計量	8
19 料金の算定	8
20 日割計算	8
21 料金の支払義務および支払期日	9
22 料金その他の支払方法	9
23 延滞利息	10
24 保証金	10
III. 使用および供給	11
25 適正契約の保持	11
26 力率の保持	11
27 需要場所への立入りによる業務の実施	11
28 電気の使用にともなうお客さまの協力	11
29 供給の停止および解約	11
30 供給停止の解除	12
31 供給停止期間中の料金	12
32 違約金	12
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止	12
34 損害賠償の免責	12
35 設備の賠償	12
IV. 契約の変更および終了	13
36 需給契約の変更	13
37 名義の変更	13
38 需給の廃止	13
39 需給開始後の需給契約の終了または変更にとりあう工事費等の精算	13
40 お客さまからの解約	13
41 需給契約終了後の債権債務関係	14
V. 供給方法および工事	15
42 需給地点および施設等	15
43 計量器等の取付け	15
44 通信設備等の施設	15
VI. 工事費の負担	16
45 一般供給設備の工事費負担金	16
46 工事費負担金の申受けおよび精算	16

4 7	需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け.....	16
VII.	保安 .....	17
4 8	保安の責任.....	17
4 9	保安に対するお客さまの協力.....	17
5 0	不可抗力 .....	17
5 1	管轄裁判所.....	17

附則

別表

## 総則

### 1 適用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受けるお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といい、この供給約款の条件に従いお客さまと当社間に成立する契約を「需給契約」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社が電気を供給するすべての地域のお客さまを適用対象といたします。なお、特定の地域のみを対象とする条件がある場合には別途定めます。
- (3) 当社は、お客さまに対する電気の供給に先立ち、一般送配電事業者（お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年六月一八日法律第七二号）による改正後の電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）（以下「電気事業法」といいます。）第2条第1項第9号の一般送配電事業者をいいます。以下同じ。））に対し、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて送電を委託します。この手続にあたり、お客さまには託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をしていただきます。なお、託送供給等約款における接続送電サービスとは、当社が発電および調達した電気を一般送配電事業者がいったん受け取り、送電ネットワークを通じて、お客さまの需要場所に届けるとともに、不足する電気をバックアップするサービスをいいます。

### 2 供給約款の変更

- (1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。この供給約款を変更する場合には、当社のホームページへの掲載その他の方法によりお知らせいたします。
- (2) 消費税、および地方消費税の税率が変更された場合には、この供給約款の変更なく、自動的に当該変更を反映した料金が適用されるものとします。具体的には、税率変更の直前の時点で有効な料金表に基づく料金を、 $(1 + (\text{変更前の消費税率} + \text{同地方消費税率}))$  で割った上で、 $(1 + (\text{変更後の消費税率} + \text{同地方消費税率}))$  を乗じた金額が適用されるものとします。
- (3) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の引上げ、電気の調達原価の顕著な上昇、適用される法令や制度等の変更（石油石炭税の税率等の変更を含みます。）その他の合理的な理由により料金の引上げが必要となる場合は、契約期間内であっても、次の手順に従い、料金表に定める料金の引上げに関する供給約款の変更を行うことがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

イ 当社は事前に新たな料金、およびその適用開始日（以下「新料金適用開始日」といいます。）を、当社のホームページへの掲載その他の方法によりお客さまにお知らせいたします。

ロ お客さまは、新たな料金を承諾しない場合は、新料金適用開始日の前日までに当社以外の小売電気事業者（電気事業法第2条第3号の小売電気事業者をいいます。以下同じ。）からお客さまへの電気の供給が開始されるように、他の小売電気事業者に対する需給契約の申込み、その他必要な手続を実施することにより、この需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、この供給約款の各規定にかかわらず、他の小売電気事業者による供給開始日の前日をもって終了するものといたします。なお、その場合、お客さまは、当社に対して損害賠償等の請求を行わないものといたします。

ハ 上記ロに定める期限までに、他の小売電気事業者に対して需給契約の申込み、その他必要な手続を実施した上で当該小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されなかった場合は、お客さまは新たな料金を承諾したものとみなし、新料金適用開始日より新たな料金を適用いたします。

- (4) この供給約款を変更する場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。ただし、変更の内容が、法令（通達・ガイドラインを含みます。）の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更をとみなさないものである場合には、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

### 3 定義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

- (2) 電灯  
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
  - (3) 小型機器  
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
  - (4) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
  - (5) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
  - (6) 契約主開閉器  
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
  - (7) 契約電流  
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
  - (8) 契約容量  
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
  - (9) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
  - (10) 夏季  
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
  - (11) その他季  
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
  - (12) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
  - (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
  - (14) 託送供給等約款  
一般送配電事業者が実施する託送供給等約款をいいます。ただし、一般送配電事業者が託送供給等約款を変更した場合は、変更後のものをいいます。
  - (15) 料金表  
この供給約款と一体になり、この供給約款を補完するものとして当社が作成する一般送配電事業者の供給区域ごとの電気料金を定めた料金表をいいます。
  - (16) 旧小売電気事業者  
当社による電気の供給開始前にお客さまに電気を供給していた小売電気事業者をいいます。
- 4 単位および端数処理**  
この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。
- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
  - (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
  - (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
  - (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
  - (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
  - (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- 5 実施細目**  
この供給約款の実施上必要な細目的事項およびこの供給約款により難い特別な事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## I. 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、予めこの供給約款および託送供給等約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社の指定する方法により申込みをしていただきます。  
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法、供給地点特定番号および旧小売電気事業者のお客さま番号
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 当社へ需給契約の申込みをいただくと同時に、当社はお客さまに代わり、旧小売電気事業者とお客さまとの需給契約に基づく需給の廃止の手続を行います。当社がお客さまに代わり、旧小売電気事業者とお客さまとの需給契約に基づく需給の廃止の手続を行うことができない場合には、お客さまに需給の廃止の手続を行っていただきます。旧小売電気事業者から解約の精算金を請求された場合でも、当社は責任を負いかねますので、事前にご確認の上、申込みをお願いいたします。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、一般送配電事業者の実施する工事に影響を及ぼす用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社を通じて照会していただき、当社を通じて一般送配電事業者に対して工事の申込みをしていただきます。

### 7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく契約（以下「託送供給等契約」といいます。）が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、当社が電気を供給できないことが明らかになった場合には、需給契約の成立の日を遡って需給契約を解約することがあります。
- (2) 契約期間は、次によります。
  - イ 契約期間は、需給開始日から、お客さまの申込みの内容（申込みの対象となる契約の内容）に応じて需給開始日以降1年目の日までといたします。
  - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も、当初の契約期間と同一の期間、同一条件で継続されるものとし、その後も同様といたします。
  - ハ 契約期間満了時に当社が需給契約を更新しない場合には、当社は書面、電子メール、当社のホームページでの閲覧等当社が適切と判断する方法により予めその旨を通知いたします。お客さまは、当該通知を受領した場合には、契約期間満了日から1月以内に他の小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されるように、他の小売電気事業者に対する需給契約の申込み、その他必要な手続を実施していただきます。当該期間内に他の小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されなかった場合には、38（需給の廃止）(3)に従い、当社は電気の供給廃止手続を実施するものとし、これによりお客さまが被る不利益に関して、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。
  - ニ 契約期間満了時にお客さまが需給契約を更新しない場合には、お客さまは、需給開始日から起算して1年ごとの契約期間満了日から1月の間に他の小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されるように、他の小売電気事業者に対する需給契約の申込み、その他必要な手続を実施していただきます。当該期間内に他の小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されなかった場合には、ロの定めにより、同一条件で1年間契約が継続するものとします。
  - ホ 需給契約が更新される場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間、小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。
- (3) 当社は、法令、当社の電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によって、当社の任意の判断により、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
- (4) 需給契約が更新されない場合には、需給契約は、契約期間満了の日をもって終了いたします。

### 8 需要場所

需要場所の単位は、託送供給等約款の定めによります。

### 9 需給契約の単位

当社は、託送供給等約款に従い、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用

して、1 需給契約を結びます。

#### 1 0 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、一般送配電事業者と調整を行い、供給準備その他必要な手続を経たのち、当社の定める需給開始日に電気の供給を開始いたします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者に対するお客さまごとの託送供給申込の事務混雑、天候、用地交渉、停電交渉等その他当社の責によらない事情によるやむをえない理由によって、当社があらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためて一般送配電事業者と調整のうえ変更した需給開始日に、電気の供給を開始いたします。
- (3) 需給開始日は、契約内容をお知らせする書面等に掲載するものといたします。
- (4) 当社または一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために、お客さまに必要な用地の確保等について協力していただきます。

#### 1 1 需給契約書の作成、書面交付、権利移転、情報開示

- (1) 特別の事情がある場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。
- (2) 当社は、電気事業法第 2 条の 13 に基づく供給条件の説明に係る書面の交付および同法第 2 条の 14 に基づく書面の交付については、書面、電子メール、当社のホームページでの閲覧等当社が適切と判断する方法により提供することができるものといたします。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、需給契約に基づく権利、義務を第三者に譲渡することはできないものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、需給契約および需給契約に基づく取引に関する情報を、需給契約に定める権利の行使および義務の履行以外の目的で、第三者に開示してはならないものとします。ただし、政府機関等からの法的根拠に基づく開示要請により当該情報をお客さままたは当社が政府機関等へ開示する場合は、この限りではありません。

#### 1 2 反社会的勢力等の排除

- (1) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、自らおよび自らの役員が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また、お客さまは、需給契約に連帯保証人を立てた場合、当該連帯保証人（以下「連帯保証人」といいます。）にも、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証させるものとします。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）。
  - ロ 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
  - ハ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者。
  - ニ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
  - ホ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」といいます。）に該当する罪を犯した者。
- (2) お客さまおよび当社は、自らもしくは自らの役員または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとし、お客さまは連帯保証人にも自らまたは第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わせないことを確約します。
  - イ 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ロ 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
  - ハ 犯罪に該当する罪に該当する行為。
  - ニ その他前各号に準ずる行為。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が前 2 項に違反したときは、解約の 15 日前までに解約日の明示をして通知を行うことにより、需給契約を解約することができるものとし、これにより被解除者に損害が生じた場合にも、解除当事者はなんらの責任も負担しないものとします。

## II. 料金の算定および支払い

### 1 3 契約種別

契約種別は、料金表のとおりとします。

### 1 4 料金

料金は、料金表のとおりといたします。

### 1 5 料金の適用開始の時期

料金は、需給契約書に定められた需給開始日から適用いたします。ただし、供給準備着手前にお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除きます。

### 1 6 検針日

検針日は、託送供給等約款に従い、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

### 1 7 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。なお、以下のいずれかに該当する場合は終了日といたします。
  - イ 当該需要場所において甲乙間の需給契約のいずれかの終了日以降も引き続き甲乙間の他の需給契約により電気の供給を受ける場合
  - ロ 契約期間が満了したことにより需給契約が終了した場合
  - ハ 他の小売電気業者への契約の切替を行うことにより需給契約が終了した場合
- (2) (1)にかかわらず、一般送配電事業者が電力量を記録型計量器により計量する日(以下「計量日」といいます。)を当社に通知している場合の料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間といたします。以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

### 1 8 使用量の計量

- (1) 記録型計量器で計量する場合の使用電力量は、託送供給等約款に従い、一般送配電事業者の設置する計量器により、接続供給電力量をもって使用電力量とし、30分単位で計量されます。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者と当社との協議によって定めることとし、その値をもって使用電力量といたします。また、その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。
- (2) 当社は、一般送配電事業者から、託送供給等約款に従い各月ごとにお客さまの使用電力量などの計量結果の通知を受けた後、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

### 1 9 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ (a) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合であって、開始日または終了日の前日が含まれる算定期間が、開始日または終了日の前日が含まれる検針期間(17(料金の算定期間)により計量期間を算定期間とするお客さまについては計量期間。以下同じ。)の始期が属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る時。
  - (b) 電気の供給を再開し、または停止した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針日(17(料金の算定期間)により計量期間を算定期間とするお客さまについては計量日。以下同じ。)の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 一般送配電事業者から18(使用量の計量)(2)の計量結果の通知が遅れた場合、翌月の料金と合算して請求することがあります。

### 2 0 日割計算

- (1) 当社は、19(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

- イ 基本料金は、別表3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
  - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 19（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。

## 2.1 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 検針日といたします。ただし、特別の事情がある場合により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、計量器の故障などによって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
  - ロ 22（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。
  - ハ 需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、需給契約の定めのとおりといたします。
- (4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下、本(4)において「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を前日に短縮いたします。また、短縮した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日短縮いたします。
- (5) お客様がイまたはロに該当することとなったときには、(3)および(4)にかかわらず、お客様の料金の支払期日は、(6)、(7)および(8)によるものといたします。
- イ 約束手形もしくは小切手等の不渡りを出した場合または電子記録債権の支払不能通知があつた場合
  - ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があつた場合
- (6) お客様が(5)イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期日は、お客様が(5)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- (7) お客様が(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期日は、お客様がイまたはロに該当する場合は(3)および(4)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客様がハに該当する場合は(3)で定める支払期日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
- イ (5)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がないうち
  - ロ (5)イまたはロに該当することとなった際に現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期日までに相殺以外の方法により支払われた場合
  - ハ お客様がイまたはロに該当する場合で、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
- (8) (5)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(5)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(7)にかかわらず、お客様が(5)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

## 2.2 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、次のとおり、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社または金融機関等が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
  - ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社または金融機関等が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (4) 料金並びに需給契約およびこの供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。以下同じ。）は、他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）を含め、当社が指定する順序で支払っていただきます。
- (5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (6) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要と認めるときには、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。なお、当社は、前受金について利息を付しません。
- (8) 当社は、お支払いいただいた電気料金または電気料金以外の債務に対して領収証の発行はいたしません。

### 2.3 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。  
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times ((\text{消費税率} + \text{地方消費税率}) \times 100 \div (1 + (\text{消費税率} + \text{地方消費税率})) \times 100)$$
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

### 2.4 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
  - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
  - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
    - (イ) 他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
    - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金に利息を付しません。

### III. 使用および供給

#### 2 5 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約容量または契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

#### 2 6 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款に従い、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサを取り付ける際の基準は、託送供給等約款によります。

#### 2 7 需要場所への立入りによる業務の実施

一般送配電事業者は、託送供給等約款に基づいて、需給契約または託送供給等契約に関連する業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

#### 2 8 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、託送供給等約款に従い、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準および一般送配電事業者が定める技術要件（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

#### 2 9 供給の停止および解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または需給契約を解約することがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
  - ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
  - ニ お客さまが、38（需給の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための措置を行った日に需給契約は終了するものといたします。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止または解約の15日前までに予告いたします。
  - イ お客さまが、料金、需給契約およびこの供給約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務の支払債務を履行しない場合
  - ロ お客さまが、前イのほか需給契約およびこの供給約款に違反した場合
  - ハ お客さまが、強制執行、保全処分、滞納処分となった場合
  - ニ お客さまが、破産申立、特別清算申立、民事再生申立、会社更生申立となった場合
  - ホ お客さまが、手形・小切手の不渡りを発生させた場合、または、お客さまについて電子記録債権の支払不能通知があった場合
  - ヘ お客さまが、休廃業し、または、事業の継続が困難と認められる場合

- ト お客さまが、需給契約に基づく取引以外の当社との間の取引の一つについてでも期限の利益を失効し、またはその約定に違反した場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止し、または解約することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に発電設備を一般送配電事業者の供給設備に連系された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
- へ 一般送配電事業者の供給設備に連系された発電設備の更新について申込みをされない場合
- ト 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- チ 28（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- リ お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が25（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけない場合
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

### 3 0 供給停止の解除

29（供給の停止および解約）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときであっても、当社は電気の供給を再開せず、他の小売電気事業者からの供給に変更していただくことがあります。

### 3 1 供給停止期間中の料金

29（供給の停止および解約）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を20（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

### 3 2 違約金

- (1) お客さまが29（供給の停止および解約）(3)ロ、ハまたはホに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

### 3 3 供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者は、託送供給等約款に従って、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、当社は、供給の中止または使用の制限もしくは中止に伴う料金の減額は行いません。

### 3 4 損害賠償の免責

- (1) 33（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 29（供給の停止および解約）によって電気の供給を停止した場合または需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 3 5 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、託送供給等約款に従って一般送配電事業者に賠償していただきます。この損害賠償を一般送配電事業者が当社に請求しお客さまに代わって賠償した場合には、お客さまは当社に対して同額を直ちに賠償していただきます。また、お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費との合計額

## IV. 契約の変更および終了

### 3.6 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給開始日から、1年以内の契約種別または契約電力（容量）の決定方法の変更はお受けいたしません。その他の変更のご希望をお受けするか否かは、当社が個別かつ任意に判断いたします。なお、かかる変更は、原則として検針日単位で行います。ただし、17（料金の算定期間）により計量期間を算定期間とする場合には、計量日単位で行います。

### 3.7 名義の変更

お客さまが電気需給契約の地位譲渡を希望する場合や合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で協議が整ったときは、当社所定の手続きにより需給契約は存続いたします。協議不調の場合には、38（需給の廃止）により契約の廃止を行なっていただきます。

### 3.8 需給の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止を希望される2月前までに、その廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社および一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の通信設備等および一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を廃止するための適当な処置をそれぞれ行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) (1)によって電気の使用を廃止する場合には、需給契約は、29（供給の停止および解約）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日をもって終了いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。ただし、当社の判断により、廃止期日を廃止通知日以降として廃止再通知をしていただくことがあります。
  - ロ 当社または一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を廃止させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を廃止させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- (3) 需給契約が終了（解約による終了を含みます。）しているにもかかわらず、お客さまが、他の小売電気事業者に対する需給契約の申込み、その他必要な手続を実施しないことにより他の小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始されないために、当社による電気の供給が継続している場合には、当社および一般送配電事業者は、需給を廃止させるための適当な処置をそれぞれ行います。なお、かかる処置によりお客さまが被った不利益に対し、当社および一般送配電事業者は、損害賠償等の一切の責任を負いません。また、解約日または終了日から需給の廃止までの間の電気料金の扱いについては、39（需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう工事費等の精算）(2)によります。

### 3.9 需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう工事費等の精算

- (1) 当社は、次の場合には、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたことにもなう一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、託送供給等約款に基づき算定される工事費と既に申し受けた工事費負担金の差額をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合、2（供給約款の変更）(3)ロによりお客さまが需給契約を終了する場合を除きます。
  - イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約が終了する場合
  - ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約が終了する場合
  - ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少する場合
  - ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少する場合
- (2) 期間満了または当社からの解約による需給契約の終了後、需給を廃止するまでに当社がお客さまに供給した電気については、お客さまに当該電気に係る料金を支払っていただきます。また、需給契約の終了後、需給を廃止するまでに電気料金の変更があった場合には、変更後の料金に基づいて当該支払を行っていただきます。なお、お客さまは、需給契約の終了後、当該料金の支払その他の需給契約に基づくお客さまの義務の履行が全て完了するまでの間は、この供給約款に定めるお客さまの義務を遵守していただきます。

### 4.0 お客さまからの解約

お客さまが、需給契約を解約しようとするときは、その理由に応じて以下の措置を実施していただきます。

- (1) 他の小売電気事業者への契約の切り替えによる解約の場合

お客さまは、当社以外の小売電気事業者に対する小売供給の申込みを行うことにより、需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、当該小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日の前日をもって終了するものとし、また、需給開始日から1年に満たないで需給契約を解約する場合は、解約事務手数料金3,300円（1需給契約あたりの金額。消費税等相当額を含む）を、当社の請求に応じて、一括で支払っていただきます。解約事務手数料の支払いに要する費用はお客さま負担といたします。

(2) 引越しその他(1)以外の理由による解約の場合

38（需給の廃止）(1)に従い、当社に廃止期日を通知していただきます。この場合には、需給契約は、38（需給の廃止）に従い終了いたします。

**4 1 需給契約終了後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## V. 供給方法および工事

### 4 2 需給地点および施設等

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、託送供給等約款に従い、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) 付帯設備（(2)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社または一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

### 4 3 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、託送供給等約款にしたがい、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合、または変成器の2次配線等で特に多額の費用を要する場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。この場合、当社が一般送配電事業者に費用を支払い次第、お客さまは当社に対して同額を直ちに支払っていただきます。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社または一般送配電事業者は無償で使用できるものといたします。
- (3) 当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社または一般送配電事業者は無償で使用できるものとします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社が託送供給等約款に基づいて、お客さまに代わって一般送配電事業者を支払う金額と同額を当社の支払前に（やむをえない場合には支払い後直ちに）申し受けます。

### 4 4 通信設備等の施設

- (1) 当社または一般送配電事業者が給電指令上必要な通信設備等を施設する場合には、その施設場所についてはお客さまから無償で提供していただきます。また、お客さまの希望によって通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社または一般送配電事業者は、実費相当額をお客さまから申し受けます。
- (2) 当社または一般送配電事業者が電流制限器等を設置する場合には、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社または一般送配電事業者は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

## VI. 工事費の負担

### 4 5 一般供給設備の工事費負担金

お客さまが供給設備の工事を要するときは、当社は、託送供給等約款に基づき当社がお客さまに代わって一般送配電事業者に支払う工事費負担金と同額を申し受けます。

### 4 6 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、託送供給等約款に基づき当社がお客さまに代わって一般送配電事業者に支払う工事費負担金と同額を当社の支払前に申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が一般送配電事業者と工事費負担金契約書を締結する前に、お客さまと当社の間で締結する工事費負担金精算覚書を作成いたします。
- (3) 当社が、一般送配電事業者による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、一般送配電事業者との間で工事完成後に工事費等の精算を行なう場合は、当社は、お客さまとの間で工事費等を精算するものいたします。

### 4 7 需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

一般送配電事業者が供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、46（工事費負担金の申受けおよび精算）に準じます。

## VII. 保安

### 4 8 保安の責任

一般送配電事業者は、託送供給等約款に従い、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 4 9 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、託送供給等約款に従い、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、一般送配電事業者は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、予めその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があると一般送配電事業者が判断したときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 託送供給等約款にしたがい、一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。また、託送供給等約款にしたがい、お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。

### 5 0 不可抗力

- (1) 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は以下に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないものといたします。

  - イ 地震等の天災地変が起きた場合
  - ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
- (2) 不可抗力による解約
  - イ (1)で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、お客さままたは当社は需給契約の一部または全部を解約できるものといたします。
  - ロ 解約に伴う損害はお客さま、当社共に賠償責任を負わないものといたします。

### 5 1 管轄裁判所

需給契約にかかわる訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

附則

**この供給約款の実施期日**

この供給約款は、令和3年9月1日から実施いたします。

## 別表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器に計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ) および (ハ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ) の場合を除き、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

### 2 契約容量および契約電力の算定方法

(オリックス従量電灯)における(契約容量)を契約主開閉器により定める場合または(オリックス低圧電力)における(契約電力)を契約主開閉器により定める場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。

#### (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(A)×電圧(ボルト)× 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

#### (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(A)×電圧(ボルト)×1.732× 1/1000

### 3 日割計算の基本算式

#### (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

基本料金を日割りする場合

1 月の該当料金×(日割計算対象数/算定期間の日数)

ただし、19(料金の算定) (1)イないしハのうち イ(a)またはハのみに該当する場合は、「日割計算対象数/算定期間の日数」は、「日割計算対象数/暦日数」といたします。

#### (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の(1)にいう算定期間は、次のとおりといたしま

- す。ただし、19（料金の算定）(2)により計量期間を算定期間とするお客さまについては、次のイおよびロにおける検針日を計量日と読み替えるものとします。
- イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
  - ロ 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、一般送配電事業者が次回の検針日として予め定めた日の前日までの日数といたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の（1）暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
  - ロ 需給契約が終了した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針日（終了日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。